

国立大学法人東京医科歯科大学統合研究機構 産学連携研究センター産学連携企業会員制度規約

平成25年12月24日
制 定

(名称)

第1条 本制度は、国立大学法人東京医科歯科大学産学連携研究センター産学連携企業会員制度（以下「産学連携制度」という。）と称する。

(目的)

第2条 産学連携制度は、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）の特許情報の提供等のサービスを本学産学連携研究センター（以下「センター」という。）から受けるとともに、協力して本学の研究成果を活用した産業を創生し、本学の研究活動の活性化に資する事を目的とする。

(運営)

第3条 産学連携制度は、センターがその運営にあたる。

(会員)

第4条 産学連携企業会員（以下「企業会員」という。）は、この規約の内容を承諾し、センターに対して所定の入会手続きを行い、登録された法人・その他の団体・個人とする。

(会員の特典)

第5条 企業会員は、次の特典を受けることができる。

- (1) 企業会員毎に配置された産学連携コンシェルジュによる本学の研究者、技術とのマッチングのサポート
- (2) 本学で開催される各種公開研究会、セミナー等に関する情報の入手
- (3) 本学の単独出願等の早期優先開示
- (4) 共同研究・受託研究の斡旋

(退会)

第6条 企業会員は、センターに対して所定の退会手続きを行うことにより退会できる。

(会費)

第7条 企業会費は毎年度、センターに下記の会費を支払うものとする。

- (1) 資本金3億円以上は200,000円/年
(複数部署が入会する場合は1部署100,000円/年)
- (2) 資本金3億円未満又は従業員300人未満又は個人は50,000円/年

- 2 年度途中で入会する場合の年会費は月割りで計算し、千円未満は切り捨てるものとする。
- 3 一旦納入された会費は、理由のいかんに関わらず返還しない。

(変更の届出)

第8条 企業会員は、氏名・名称・所在地・連絡先等の届出内容に変更が生じたときは、速やかにセンターに届出るものとする。

(秘密保持)

第9条 企業会員は、センターが企業会員に対して「秘密」又はこれと同等の表示をして提供を行った発明等に関わる情報については、センターの書面による許可がなければ、その内容を第三者に開示してはならない。

(会員資格の抹消)

第10条 センターは、企業会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、会員の登録を抹消することができる。

- (1) 産学連携制度の名誉を傷つける行為があった場合
- (2) 法令・本規約又は公序良俗に違反した場合
- (3) その他企業会員として不相当であるとセンターが認めた場合

2 前項の規定により会員の登録を抹消するときは、当該会員に対し事前にその旨を通知するものとする。

(事務)

第11条 産学連携制度に関する事務は、統合研究機構事務部において処理する。

(規約の改廃手続き)

第12条 本規約の改廃については、産学連携研究センター運営委員会の議を経るものとし、改廃後は速やかに企業会員に通知するものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成25年12月24日から施行する。
- 2 国立大学法人東京医科歯科大学産学連携推進本部産学連携研究センター技術移転部門産学連携クラブ会員規約（平成23年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この規約は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成29年7月31日制定）

この規約は、平成29年7月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。